

議案第122号

区役所庁舎駐車場の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、区役所庁舎駐車場の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

区役所庁舎駐車場の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

区役所庁舎駐車場の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市城南区 [REDACTED] [REDACTED]	312,939円

2 事件の概要

令和3年10月31日午前9時5分頃、相手方 [REDACTED] 氏所有の普通乗用自動車は、城南区役所の駐車場南側出口から前面の市道に出ようとした際、当該出口に設置されていた金属製の車止めの一部が押し下げられずに地面から突き出ていたため、当該車止めに接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。